事例No.	610
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	青森県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

県関与のあり方見直しによる解散

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	県関与のあり方見直しによる解散
団体名	青森県
法人名	(社)青森県水産振興会

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	1,334,258
標準財政規模(百万円)	395,727
財政力指数	0.33190

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

青森県	10(50.0%)
4 市	4(20.0%)
16 町村	2(10.0%)
その他	4(20.0%)
役職員数(人)	17

[経営状況]

経常収益	5
経常損益	0
当期純損益	0

(単位:百万円)

資産	20
負債	0
純資産	20

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(1)設立目的

青森県水産業関係者の社会的、経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資することを目的とする。

(2)業務概要

目的を達成するため、次の事業を行う。

①水産に関する国内及び国際問題の調査、研究及び対策樹立
②県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申
③水産に関する講習並びに講話会の開催
④水産に関する広報宣伝
⑤会員相互の親睦並びに情報の交換
⑥水産に関する発明、発見の顕彰並びに功労者の表彰
⑦前各号のほか本会の目的を達するために必要な事業





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

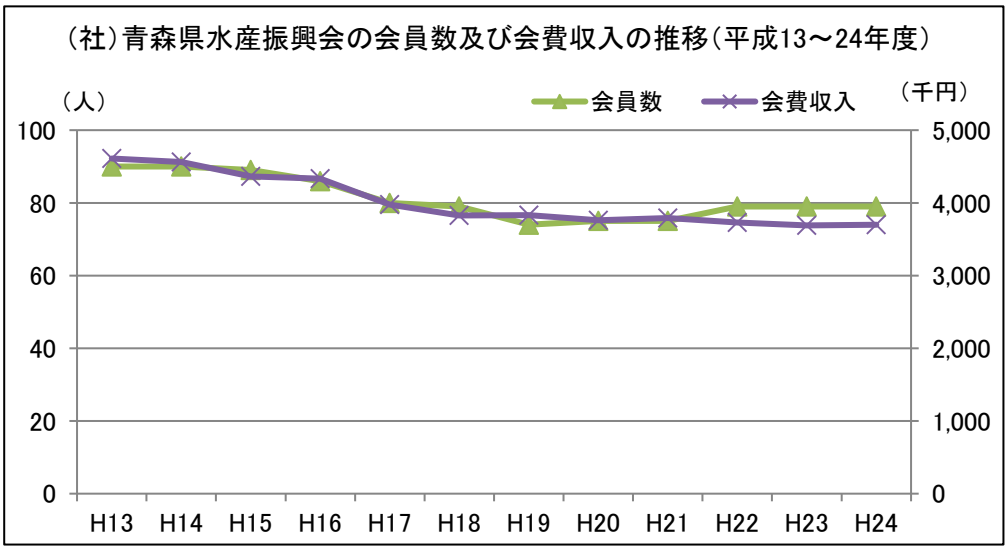
取組の内容

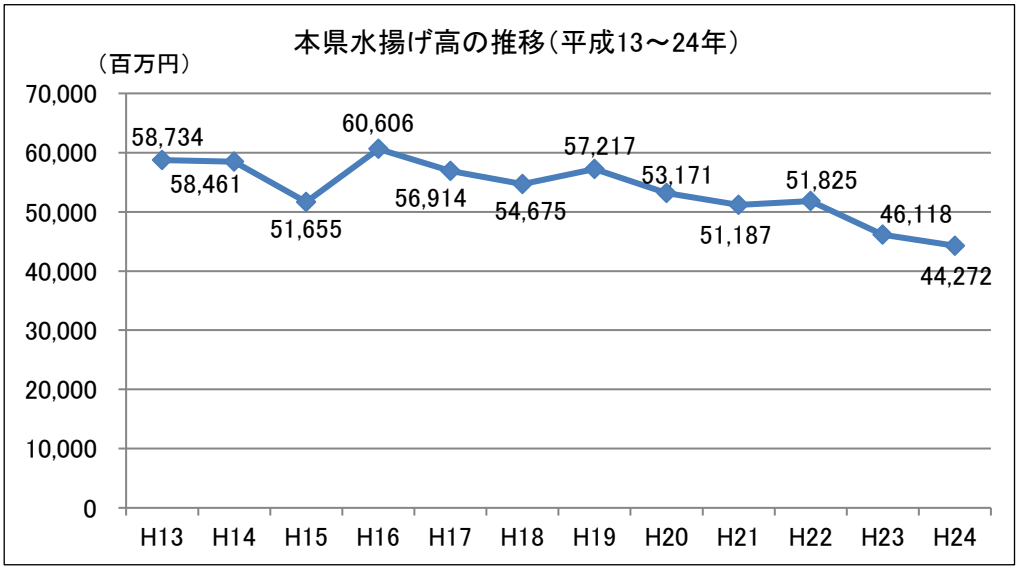
・青森県水産振興会(以下「振興会」という。)は、平成 17 年度に包括外部監査人から「当法人についての存廃を含めた議論が必要」との意見を受けた。
・平成 18 年、20 年及び 23 年に青森県公社等点検評価委員会(以下「評価委員会」という。)から「廃止すべき」との提言が出された。
・平成 20 年 12 月からの新しい公益法人制度に対応するための検討を進めていたが、新たな事業展開の財源が確保できず、現状のままでの一般社団法人への移行は難しいと判断し、平成 25 年 3 月 31 日に解散した。

2．取組の背景、理由、着手のきっかけ

(1)背景

振興会は、昭和 32 年 10 月に設立され、設立当時は拠出金の運用利息及び県等の補助金収入で事業を実施していたが、基本財産の運用利息が見込めないことや平成 10 年代後半からの市町村、漁協の合併による会員数の減少や水揚げ高の減少により、会員収入が減少傾向にあり、新たな事業展開が難しくなっていた。





(2)理由及び着手のきっかけ

・平成 17 年に包括外部監査人から「当法人についての存廃を含めた議論が必要」との意見を受けた。

・平成 18 年、20 年及び 23 年の 3 度に渡り、評価委員会から「廃止すべき」との提言を受けた。

３．取組の具体的内容

（1）取組方針とその決定過程

・振興会は、平成 18 年、20 年及び 23 年に評価委員会から「県が関与する法人である必要性までは認められず、他の水産関係団体等であっても代替可能と考えられるため、本振興会が公社等として存在する意義は小さく、廃止すべき」との提言を受け、統廃合を含めた抜本的な見直しや今後のあり方等について検討を行うこととした。

・指導的立場にある県は、「行財政改革実施計画」に実施事項として取組を掲げ、振興会に対する指導に努めた。

	21 年度	22 年度	23 年度
取組工程	今後のあり方の検討	検討結果に基づく工程表の作成・実施	抜本的見直しの実施

・併せて、振興会は、平成 20 年 12 月から新しい公益法人制度が施行されることに伴い、「一般社団法人」のほか「任意団体への移行」も視野に入れて、検討することとしていた。

（2）取組の具体的な進め方

・県は毎年度「行財政改革実施計画」等により進捗状況を確認し、指導していた。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
取組工程	今後のあり方の検討	検討結果に基づく工程表の作成	⟶	抜本的見直しの実施
進捗状況	○	△		

・振興会の新たな事業展開の財源として、振興会の基本財産を切り崩すことも検討したが、当該財産は設立当初の県、市町村及び各団体からの拠出金が基になっており、指定正味財産（使途が制約されている財産）であること、また、振興会の定款上、基本財産を処分することはできないとされていることから、基本財産の活用はできないことが判明した。

・平成 25 年 4 月 1 日からの一般社団法人への移行準備を進めてきたが、公益法人会計基準（財務規定）の改正と定款等の変更が進まなかった。

・評価委員会の評価に基づく県の指導を真摯に受け止め、定款の規定により臨時総会による承認後、平成 25 年 3 月 31 日に解散した。

3．取組の具体的内容（つづき）

＜法人の整理に取り組んだプロセス（スケジュール）＞

		平成 20～23	23	25		
		月 ～11	12	2	3	4
法人	検討委員会	改善の検討 →				
	解散にかかる総会等			理事会承認　議決（3/31）		
	その他					清算手続
県	評価委員会	提言（18、20年度） 3回目の提言				
	改善進捗の確認	→				
	指導	→				
	その他	改善に必要な情報の把握 →			解散に伴う協議（3月上旬）	

4．取組の効果

・解散に伴い、基本財産 20,423,272 円が会員の出資口数に応じて払い戻されることとなり、県には 10,250,074 円が返戻された。
・県以外の漁協、市町村及び関係団体は、振興会の趣旨を引き継ぎ、県全域を統括する新たな組織として、平成 25 年 4 月に一般社団法人を設立の上、水産関係団体単独では対応出来ない諸問題や振興策等について横断的な立場に立って、より現場のニーズを踏まえた事業を機動的に展開していくこととなった。
・新たに設立された（一社）青森県水産振興会は、常勤職員をおいた組織となり、国事業である「水産多面的機能発揮対策事業」を受託し、県内各地の市町村や漁協への指導を行うようになるなど、活動が活性化した。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

・県は、新たな体制で発足した（一社）青森県水産振興会の会員にはならなかったものだが、本県水産業の発展のためには、引き続き連携していく必要がある。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

・振興会が評価委員会からの「廃止すべき」との提言に対し、振興会内でも改善を検討したが、最終的に提言を真摯に受け入れたことである。
・振興会は解散し、県以外の漁協、市町村及び関係団体で構成する（一社）青森県水産振興会が設立されたが、県全域を総括する組織に県が非会員となったことは、県として本県水産業を振興するという立場から反省すべき点かもしれない。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	青森県水産振興課	連絡先	017-734-9592